熊谷市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラを設置及び運用する者が配慮すべき 事項を定めることにより、市民のプライバシー保護を図るとともに、個人 情報の適切な取り扱いに留意し、防犯カメラに対する信頼を確保しなが ら、市、市民及び事業者が協力して、安心・安全な地域社会に寄与するこ とを目的とします。

2 定義

(1) 防犯カメラ

地域の防犯を目的として、公共の場所(道路、公園その他の多数の者が自由に往来し、又は出入りする場所をいう。)を撮影対象に設置する常設の画像記録装置を有する映像機器(特定の個人に係る財産の保護等を目的として設置するものは含まれません。)及びこれに附属する機器をいいます。

(2) 画像

防犯カメラによって撮影、記録されたものであって、それによって個 人等を識別できるものをいいます。

第2 設置に関する基本原則

1 設置目的の明確化

防犯カメラの設置者(以下「設置者」という。)は、犯罪防止など、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用を行ってはいけません。

2 撮影範囲と設置場所

防犯カメラを設置するにあたっては、設置目的に則して必要最小限の 範囲で撮影範囲を設定し、不必要な画像ができるだけ記録されないよう、 設置場所、台数、角度、画角を決めてください。

3 設置の表示

設置者は、設置場所又はその周辺に、防犯カメラを設置しているこ

と、及び設置者の名称を表示してください。

第3 運用に関する基本原則

1 管理体制

(1) 運用責任者

設置者は、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等 に配慮するため、運用責任者を指定してください。設置者が運用責任者 も兼ねることができます。

(2) 操作責任者

運用責任者は、必要に応じて、防犯カメラに関わる機器の操作や、画像の視聴(以下「操作及び視聴」という。)を行うことができる操作責任者を指定してください。

(3) 操作及び視聴の制限

操作及び視聴は、原則として、運用責任者又は操作責任者(以下「運用責任者等」という。)が行うものとし、他の者が行う場合は、運用責任者の許可を得てからにしてください。

2 画像の適正な管理

設置者は、画像について次のように取り扱うものとする。

(1) 画像の保護

画像記録装置又は記録媒体については、施錠できる場所に保管し、記録媒体一体型防犯カメラ等については、記録媒体取り出し部を施錠可能なケースで保護するなど、運用責任者等以外の者が外部へ持ち出しできないようにしてください。

また、画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えい等を防止するため、必要な措置を講じてください。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、原則14日以内とします。14日を超えて定める場合は、理由を明確にしたうえで、必要最小限の期間としてください。

(3) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、データの上書き又は初期化などにより 確実に消去してください。

記録媒体(記録媒体を内蔵している画像記録装置を含む。)を破棄する場合、画像の読み取り又は復元ができないようにしてから処分して

ください。

(4) 画像の加工禁止

画像を保存する場合は、撮影された状態のままとし、加工しないでください。

3 秘密の保持

設置者及び運用責任者等は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはいけません。また、それらを不当な目的のために使用してはいけません。

このことは、設置者及び運用責任者等でなくなった後においても同様と します。

4 画像の提供

運用責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を 提供してはいけません。

- (1) 法令等に定めがある場合
- (2) 捜査機関から犯罪又は事故の捜査の目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

上記に基づき、第三者に画像を提供する際に相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録してください。

第4 設置者の義務

1 設置運用規約

(1) 設置運用規約の策定

設置者は、このガイドラインが示す基準を遵守して防犯カメラの設置及び運用が行われるよう、設置及び運用に関する規約(以下「設置運用規約」という。)を策定しなければなりません。

- (2) 設置運用規約の遵守 設置者は、この設置運用規約を遵守してください。
- (3) 設置運用規約の周知

設置者は、設置運用規約が遵守されるよう、運用責任者等に対し周 知徹底を図ってください。

併せて、設置運用規約に基づくマニュアル等を作成し、運用責任者 等に適正に運用させてください。

2 問い合わせ等への対応

設置者は、防犯カメラに関する問い合わせ又は苦情(以下「問い合わせ等」という。)を受けた場合、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規約に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応してください。

3 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラに関わる機器を定期的に点検し、修理・修繕 等を行ってください。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラ運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置 や設置表示を撤去してください。

第5 その他

1 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置及び運用を含めた施設管理業務、警備業務等を委託する場合には、このガイドライン及び設置運用規約の遵守を委託契約の条項に設けるなど、適正な設置及び運用を遵守させなければなりません。

2 見直し

このガイドラインは、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

附則

(施行期日)

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行します。